



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 教育委員会訓令	所管課(室)名
○長崎県教育庁決裁規程の一部改正	教 育 政 策 課

### 教育委員会訓令

#### 長崎県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

長崎県教育庁決裁規程（昭和44年長崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(課長等の共通決裁事項)</p> <p>第6条 本庁の課長及び室長（課内に置く室の長を除く。以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項について、決裁することができる。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 所属職員（自らを含む。）の扶養親族の認定及び扶養親族の廃止の認定並びに住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当及び在宅勤務等手当の決定又は改定に関すること。</u></p> <p>(21)～(27) 略</p> <p>別表第1（第8条関係） 課長等</p> <p>教育政策課長</p> <p>1 職員（教育機関の職員を含む。）<u>及び学校職員（事務職員に限る。）</u>の育児休業の承認に関すること。</p> <p>2 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年長崎県条例第5号）第2条の規定による職員（本庁の課長等、地方機関及び教育機関の長以上の職員を除く。）<u>及び県立学校職員（事務職員に限る。）</u>の職務専念義務の免除の承認（別に定めるものを除く。）に関すること。</p> <p>3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による職員（本庁の課長等、地方機関及び教育機関の長以上の職員を除く。）<u>及び県立学校職員（事務職員に限る。）</u>の特別休暇の承認に関すること。</p> <p>4 職員の法廷における証言許可に関すること。</p> <p>5 職員の赴任延期の許可に関すること。</p>	<p>(課長等の共通決裁事項)</p> <p>第6条 本庁の課長及び室長（課内に置く室の長を除く。以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項について、決裁することができる。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 所属職員（自らを含む。）の扶養親族の認定及び扶養親族の廃止の認定並びに住居手当、通勤手当<u>及び単身赴任手当の決定又は改定に関すること。</u></p> <p>(21)～(27) 略</p> <p>別表第1（第8条関係） 課長等</p> <p>教育政策課長</p> <p>1 職員（教育機関の職員を含む。）の育児休業の承認に関すること。</p> <p>2 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年長崎県条例第5号）第2条の規定による職員（本庁の課長等、地方機関及び教育機関の長以上の職員を除く。）の職務専念義務の免除の承認（別に定めるものを除く。）に関すること。</p> <p>3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による職員（本庁の課長等、地方機関及び教育機関の長以上の職員を除く。）の特別休暇の承認に関すること。</p> <p>4 職員の法廷における証言許可に関すること。</p> <p>5 職員の赴任延期の許可に関すること。</p>

<p>6 職員及び学校職員（事務職員に限る。）の身分証明及び履歴事項の証明に関する事。          7 教育次長の扶養親族の認定及び廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関する事。（ただし、総務事務センター長に決裁させるものを除く。）          8 職員及び学校職員の退職手当の裁定に関する事。          9 時間外勤務手当等の支給枠の決定に関する事。          10 教育次長の児童手当の認定及び廃止の認定に関する事。          11 職員及び学校職員に係る扶養親族（配偶者及び子を除く。）の認定に関する事。          12 県費負担教職員及び県立学校長の管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の承認に関する事。          13 職員及び学校職員（事務職員に限る。）の産休代替職員及び育児休業代替職員の任免に関する事。</p>	<p>6 職員の身分証明及び履歴事項の証明に関する事。          7 教育次長の扶養親族の認定及び廃止の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の決定又は改定に関する事。（ただし、総務事務センター長に決裁させるものを除く。）          8 職員の退職手当の裁定に関する事。          9 時間外勤務手当等の支給枠の決定に関する事。          10 広報印刷物の発行及び配布に関する事。          11 教育次長の児童手当の認定及び廃止の認定に関する事。</p>
<p>働きの推進室長          1 県立学校職員（事務職員を除く。）及び県費負担教職員（事務職員を除く。）の働き方改革推進の企画・立案等具体的取組に関する事。          2 広報印刷物の発行及び配布に関する事。          3 教育職員免許状の交付に関する事。          4 教育職員免許状の再交付及び書換えに関する事。</p>	
<p>福利厚生室長          1 年金及び恩給に関する事。          2 職員等の健康管理計画及び安全衛生計画の実施に関する事。          3 職員等のレクリエーション計画の実施に関する事。          4 県費負担教職員の児童手当の認定及び廃止の認定並びに職員等の児童手当の支給に関する事。</p>	<p>福利厚生室長          1 年金及び恩給に関する事。          2 職員等の健康管理計画及び安全衛生計画の実施に関する事。          3 職員等のレクリエーション計画の実施に関する事。          4 県費負担教職員の児童手当の認定及び廃止の認定並びに職員等の児童手当の支給に関する事。</p>
<p>教育環境整備課長          1 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の校名及び位置並びに設置者の変更届の処理に関する事。          2 幼稚園の名称及び設置者の変更の認可に関する事。          3 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の校地、校舎等の取得処分等の届出の処理に関する事。          4 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の仮校舎の使用の届出の処理に関する事。</p>	<p>教育環境整備課長          1 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の校名及び位置並びに設置者の変更届の処理に関する事。          2 幼稚園の名称及び設置者の変更の認可に関する事。          3 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の校地、校舎等の取得処分等の届出の処理に関する事。          4 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の仮校舎の使用の届出の処理に関する事。</p>
	<p>教職員課長          1 学校職員に係る扶養親族（配偶者及び子を除く。）の認定に関する事。          2 学校職員の退職手当の裁定に関する事。          3 学校職員（事務職員に限る。）の育児休業の承認に関する事。          4 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定による県立学校職員（事務職員に限る。）の職務専念義務の免除の承認（別に定めるものを除く。）に関する事。          5 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第20号及び第26号の規定による県立学校職員（事務職員に限る。）の特別休暇の承認に関する事。          6 学校職員（事務職員に限る。）の履歴事項等の照</p>

<p>義務教育課長</p>	<p>1 県費負担教職員（事務職員を除く。）の履歴事項等の照会及び証明に関すること。                  2 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の二部授業の届出の処理に関すること。                  3 県費負担教職員（事務職員を除く。）の育児休業の承認に関すること。                  4 県費負担教職員（事務職員を除く。）の産休補助教職員、育児休業補助教職員及び病休補助教員の任免に関すること。</p>	<p>義務教育課長</p>	<p>会及び証明に関すること。                  7 県費負担教職員及び県立学校長の管理職員特別勤務手当の対象となる勤務の承認に関すること。                  8 学校職員（事務職員に限る。）の産休代替職員及び育児休業代替職員の任免に関すること。                  1 県費負担教職員（事務職員を除く。）の履歴事項等の照会及び証明に関すること。                  2 小学校及び中学校（県立中学校を除く。）の二部授業の届出の処理に関すること。                  3 県費負担教職員（事務職員を除く。）の育児休業の承認に関すること。                  4 県費負担教職員（事務職員を除く。）の産休補助教職員、育児休業補助教職員及び病休補助教員の任免に関すること。                  5 教育職員免許状の交付に関すること。                  6 教育職員免許状の再交付及び書換えに関すること。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
二二一  
四一

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
印刷人